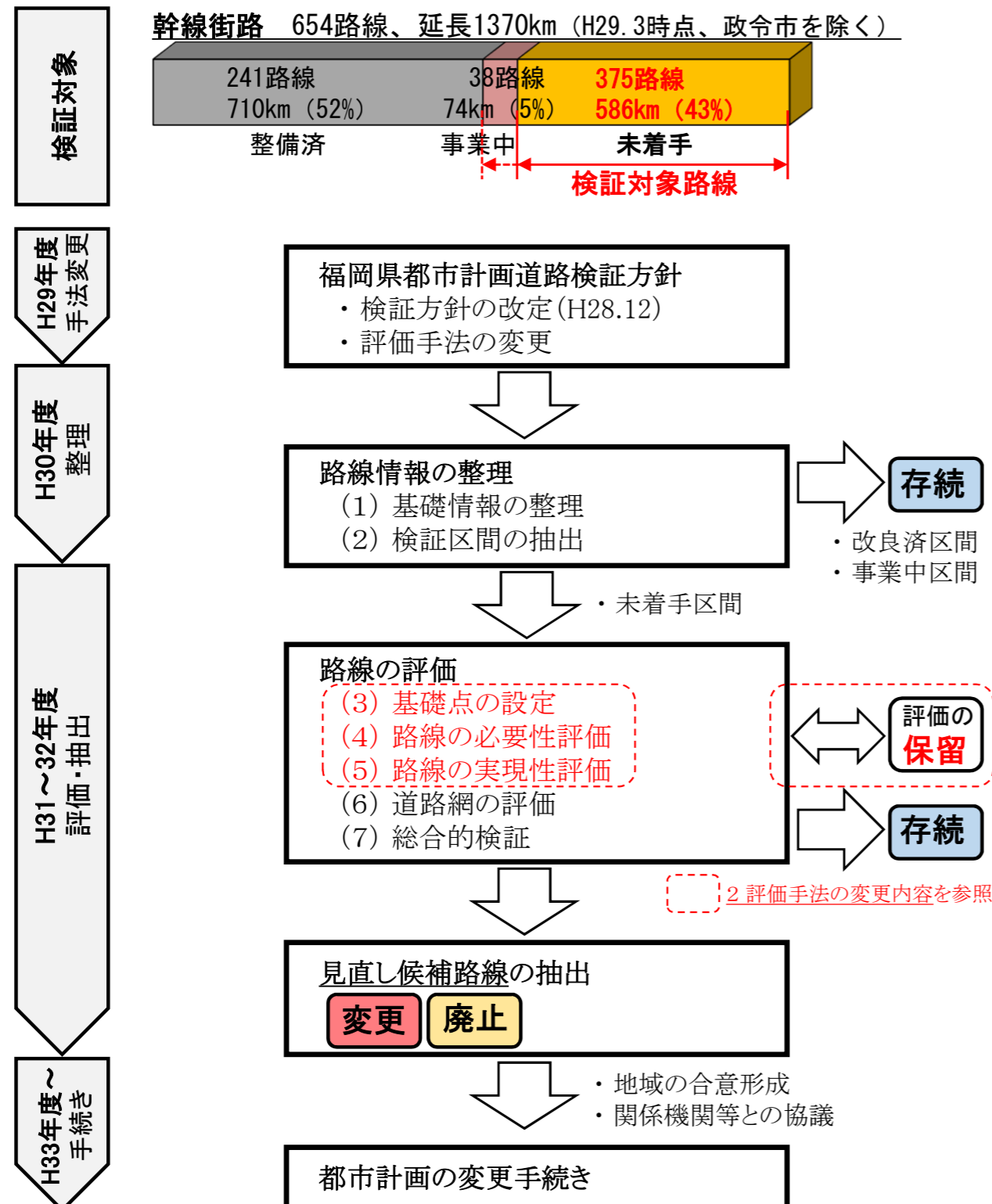


県では、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や都市政策の転換等に伴い、都市計画道路の必要性が大きく変化していることを踏まえ、平成17年度より都市計画道路の見直し検証を実施しています。

この度、見直し検証の実施後、概ね10年が経過し道路の必要性や実現性に変化が生じていることから、評価手法の一部を変更し、これに基づき平成30年度から新たな見直し検証を行う予定です。

## 1 見直し検証の流れ

前回の検証で存続とされた路線も含め、全ての未着手路線を再度検証します。検証は、平成30年度から取りかかり、32年度末に見直し候補路線を抽出し、順次、都市計画の変更手続きを行っていきます。



## 2 評価手法の変更内容

路線の評価に使用するカルテについて、以下の内容を反映した様式に変更します。

### ① 定量評価の採用

評価項目をより細分化し、評価内容を明確にするとともに、点数化することで、各路線を客観的に数値評価できるようにします。

### ② 地域特性の反映

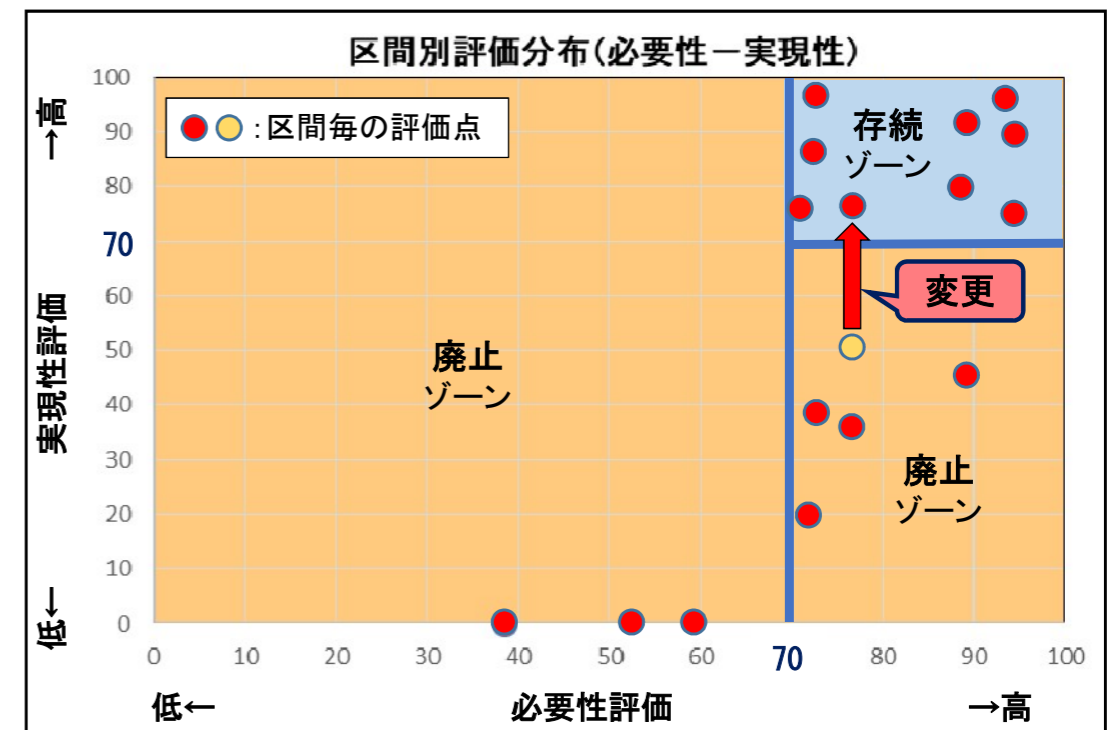
各評価項目の重要度の重み付けを、市町が独自に設定することで、市町毎の地域特性や都市政策が評価に反映できます。これにより、市町が主体性を持ち将来像に沿った検証ができるようになります。

### ③ 保留判定の追加

現段階で評価材料が揃っていない区間は「保留」とし、適宜、継続的に状況の確認を行い、評価が可能となった時点で検証を行います。

### 【定量評価のイメージ図】

必要性評価と実現性評価をそれぞれ点数化し、その点数に応じて、「存続」、「変更」、「廃止」を判定します。



## 3 見直しを踏まえた対応

- ・未着手の都市計画道路を見直すことで、現在の社会情勢や都市政策に適合した道路網を形成するとともに、検証で「存続」と判定された必要な路線の早期実現を目指します。
- ・「変更」「廃止」と判定された見直し候補路線の都市計画の変更手続きについては、県と市町で連携しながら速やかな進捗を図ります。